

神戸市告示第 232 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、指定区域の指定を次のとおり解除する。

平成 21 年 8 月 6 日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 指定を解除する区域

平成 21 年 5 月神戸市告示第 120 号により指定した区域（東灘区御影塚町 1 丁目 3 番の一部）の全部（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

水銀

別図

